

令和6年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	災害廃棄物処理計画改訂事業			整理番号	— —
				担当課係	市民環境課
事業予算費目	款	4	衛生費	記入者職・氏名	
	項	2	清掃費	内線等	159
	目	4	環境対策総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	7	災害廃棄物処理計画改訂事業	事業期間	単年度のみ 令和6年～6年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害対策基本法				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

平成29年3月に策定した災害廃棄物処理計画について、改定を行うもの。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	令和4年3月に「徳島県災害廃棄物処理計画」が改定されたことに伴い、必要な追記、修正を行うもの。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	気候変動に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害や、切迫する南海トラフ巨大地震等に対応するため、最新の事例・知見等を取り入れ、より実効性のある計画として改定する。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け	基本目標	5. 安全・安心なまちづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
			中項目	5-1 防災・減災対策の推進
			小項目	防災体制の整備
(理由) 総合計画において、「発災時に、市民の生命・身体・財産を守るため総合的な防災体制の構築を目指します。」と定めており、また、小松島市地域防災計画のなかで、『災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定した上で、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発・広報等について定めた「小松島市災害廃棄物処理計画」を策定』と位置づけられている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

国は、災害による大量の災害廃棄物の発生状況を鑑み、平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」を平成30年3月に改定し、実践的な対応につながる事項の具体化や平時の備えの充実を図っている。
県は、南海トラフ巨大地震をはじめ、大型化傾向にある台風や、多発する集中豪雨等の災害から、速やかに復旧・復興を進めるとともに、県内市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定する上での指針として、平成27年3月に「徳島県災害廃棄物処理計画」を策定し、平成30年度までに県内全市町村で策定が完了した。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	市域全域及び市民
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	平成29年3月に策定した「災害廃棄物処理計画」に、計画策定以降の災害を取り巻く状況変化や感染症予防対策等を含む最新の事例や知見を反映させ、災害からの速やかな復旧・復興を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	災害発生後の速やかな復旧・復興に向け、早期の計画改定が望まれている。「徳島県災害廃棄物処理計画」の改定に伴い、県からは、各市町村における災害廃棄物処理計画の早期の改定を要請されている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	災害廃棄物処理については、最近の被災事例から、「災害廃棄物処理計画」の実効性の向上や処理体制の整備等が課題として指摘されており、さらなる取組の進展が望まれている。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0					
		地 方 債	0					
		その他(利用者負担等)	0					
		一 般 財 源	5,339	5,339				
	A 直接事業費(千円)	5,339	5,339	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.30 人	0.30 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	2,210	2,210				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計(千円)①+②	2,210	2,210	0	0	0	0	
A + B	7,549	7,549	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由 自然災害に伴って大量の災害廃棄物が発生し、交通や生活、ライフラインの復旧を妨げることなどから、計画策定以降の災害を取り巻く状況変化や感染症予防対策等を含む最新の事例や知見を反映させ、処理計画を改定する必要がある。					
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由 「小松島市災害廃棄物処理計画」は、災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」、「徳島県地域防災計画」及び「小松島市地域防災計画」に基づき作成する計画であり、整理統合はできない。					
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ない <input type="radio"/> a ある	理由 想定される災害に対する事前の体制整備を中心としており、成果を求めるものではない。					
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③							
所属長による総合的なコメント								
気候変動に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害や、切迫する南海トラフ巨大地震等の大規模災害に起因する災害廃棄物処理を取り巻く環境は、常に大きく変化し続けており、被災後の復旧や復興を速やかに進めるために、最新の事例・知見等を取り入れ、実効性の高い計画に改訂する必要がある。								